

## 岐阜県県民ふれあい会館サラマンカホール利用料金減免基準

岐阜県県民ふれあい会館条例（平成5年岐阜県条例第20号）第7条第4項の規定による利用料金の減免を次のとおり定める。

### 第1 減免目的

本県の将来を担う児童生徒等に、サラマンカホールの素晴らしい音楽を創造し、体験することにより、情操や豊かな心を養う場を提供する。

### 第2 対象団体

岐阜県内に設置された幼稚園（保育所を含む。）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及びこれらで組織する連合体（以下「連合体」という。）（公立・私立を問わず。）並びに岐阜県県民ふれあい会館指定管理者（以下「指定管理者」という。）

### 第3 対象内容

音楽的な内容を伴う学校行事及び指定管理者が主催する事業

#### （1）音楽的な内容

歌を歌ったり、楽器を演奏したり、音楽を作ったり、身体的な表現をしたり、音楽を聴いたりすることにより、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うこと目的にした内容であって、サラマンカホールの音響特性に合致した内容であること。

#### （2）学校行事

全校、学年、又は連合体を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動。当ホールの利用対象としては、このうち「学芸的行事＝平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動 例 文化祭、発表会、文化交流会、合唱祭等」を減免の対象とする。

### 第4 減免の額

コンサートホールの利用料金の全額を減免する。ただし、附属施設設備等の利用料金は除く。

### 第5 減免対象日

コンサートホール予約受付開始日（利用月の1年前）から3ヶ月経過後、予約受付がない平日の昼間（午前・午後）利用。

### 附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。